

私的使用目的の複製に係る権利制限について (規定の趣旨・概要, これまでの改正経緯)

1. 規定の趣旨・概要

(1) 著作権法第 30 条第 1 項においては、閉鎖的な私的領域における零細な複製を許容する観点から、著作物を個人的又は家庭内等の限られた範囲内で使用することを目的とする場合にはその使用する者が複製することができることとしている。一方で、以下の場合には、権利者の経済的利益を不当に害することとなることから、権利制限規定の対象外としている（他の権利制限規定に該当する等の事情がない限り、その複製は違法となる）。

- ① 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器（ダビング機等）を用いて複製する場合（同項第 1 号）
- ② 技術的保護手段（コピーガード）の回避により可能となった複製を、その事実を知らずに行う場合（同項第 2 号）
- ③ 著作権を侵害する自動公衆送信（インターネット送信）を受信して行う音楽・映像の録音・録画を、その事実を知らずに行う場合（同項第 3 号）
- ④ 映画の盗撮の場合（日本国内における有料上映後 8 月以内の場合に限る。）（映画の盗撮の防止に関する法律第 4 条）

(2) 上記①～④のうち、①②については刑事罰の対象から除外されているが、③については、有償で提供・提示されている音楽・映像を録音・録画する場合には、2 年以下の懲役又は 200 万円以下の罰金が科されることとなっており、④については、通常の著作権侵害の場合と同様、10 年以下の懲役又は 1,000 万円以下の罰金が科されることとなっている（懲役と罰金の併科も可）。

2. これまでの改正経緯

昭和 45 年の現行著作権法の制定以降、技術の進展や複製の実態等を踏まえ、順次、権利者の経済的利益を不当に害する場合を権利制限規定の対象から除外する等の対応を行ってきた。

(1) 昭和 59 年（著作権法改正：上記①を除外）

店頭に高速ダビング機を設置し、顧客に自由に録音させる業者が出現したことを踏まえ、このような形態の利用は閉鎖的な私的領域における零細な複製を許容するという趣旨を逸脱すると考えられることから、公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器を用いて複製を行う場合について、権利制限規定の対象から除外することとされた。

(2) 平成 11 年 (著作権法改正：上記②を除外)

複製を制限する技術を施して流通している著作物等が、回避装置や回避ソフトを使用して自由に複製されている実態を踏まえ、このような利用は著作物等の流通秩序に大きな影響を与えると考えられることから、技術的保護手段の回避により可能となった複製について、その事実を知っている場合には、権利制限規定の対象から除外することとされた。

(3) 平成 19 年 (映画盗撮防止法の制定 (議員立法)：上記④を除外・刑事罰化)

映画館等で上映中の映画の盗撮によって作成されたコピーが多数流通し、多大な被害が発生している実態を踏まえ、映画の盗撮による複製について、権利制限規定の対象から除外するとともに、刑事罰の対象とすることとされた。

(4) 平成 21 年 (著作権法改正：上記③を除外)

インターネット上に違法アップロードされた音楽・映像のダウンロードにより、多大な被害が発生している実態を踏まえ、著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行う音楽・映像の録音・録画について、その事実を知っている場合には、権利制限規定の対象から除外する (刑事罰の対象とはしない) こととされた。

(※) 文化審議会著作権分科会報告書 (平成 21 年 1 月) では、録音録画以外の取扱いについては、複製の実態や利用者への影響を踏まえて、引き続き検討を行っていくことが適当である旨が記載。

(5) 平成 24 年 (著作権法改正 (議員修正)：上記③を刑事罰化)

上記 (4) の措置後もなお、インターネット上に違法アップロードされた音楽・映像のダウンロードによる被害が深刻な状況にあることを踏まえ、有償で提供・提示されている音楽・映像の録音・録画の場合に限って、刑事罰の対象とすることとされた。

併せて、改正法附則において、国民に対する啓発等 (附則第 7 条)、刑事罰の対象となるダウンロード行為を防止するための関係事業者の措置 (附則第 8 条)、インターネット利用が不当に制限しないための運用上の配慮 (附則第 9 条)、法施行後 1 年を目途とする施行状況等の勘案・検討等 (附則第 10 条) についても規定が設けられた。

◆著作権法 (昭和四十五年法律第四十八条)

(私的使用のための複製)

第三十条 著作権の目的となつてい著作物 (以下この款において単に「著作物」という。) は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること (以下「私的使用」という。) を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

- 一 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器 (複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう。) を用いて複製する場合
- 二 技術的保護手段の回避 (第二条第一項第二十号に規定する信号の除去若しくは改変 (記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約による除去又は改変を除く。) を行うこと又は同号に規定する

特定の変換を必要とするよう変換された著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の復元（著作権等を有する者の意思に基づいて行われるものを除く。）を行うことにより、当該技術的保護手段によつて防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によつて抑止される行為の結果に障害を生じないようにすることをいう。第二百十条の二第一号及び第二号において同じ。）により可能となり、又はその結果に障害が生じないようになつた複製を、その事実を知りながら行う場合

三 著作権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合

2 （略）

第百十九条 著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者（第三十条第一項（第二条第一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）に定める私的使用の目的をもつて自ら著作物若しくは実演等の複製を行つた者、第百十三条第三項の規定により著作権、出版権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者、同条第四項の規定により著作権若しくは著作隣接権（同条第五項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。第二百十条の二第三号において同じ。）を侵害する行為とみなされる行為を行つた者、第百十三条第六項の規定により著作権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者又は次項第三号若しくは第四号に掲げる者を除く。）は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 （略）

3 第三十条第一項に定める私的使用の目的をもつて、有償著作物等（録音され、又は録画された著作物又は実演等（著作権又は著作隣接権の目的となつているものに限る。）であつて、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの（その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないものに限る。）をいう。）の著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権又は著作隣接権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、自らその事実を知りながら行つて著作権又は著作隣接権を侵害した者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

◆映画の盗撮の防止に関する法律（平成十九年法律第六十五号）

（映画の盗撮に関する著作権法の特例）

第四条 映画の盗撮については、著作権法第三十条第一項の規定は、適用せず、映画の盗撮を行つた者に対する同法第百十九条第一項の規定の適用については、同項中「第三十条第一項（第二条第一項において準用する場合を含む。）に定める私的使用の目的をもつて自ら著作物若しくは実演等の複製を行つた者、第百十三条第三項」とあるのは、「第百十三条第三項」とする。

2 前項の規定は、最初に日本国内の映画館等において観衆から料金を受けて上映が行われた日から起算して八月を経過した映画に係る映画の盗撮については、適用しない。